

介護職員等特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

◎特定処遇改善とは

介護職員の処遇改善につきましては、介護職員の処遇改善加算の拡充も含めてこれまで数次における取り組みが行われてきましたが、2019年10月の介護報酬改定により、介護職員の確保・定着に繋げるため、技能・経験・勤務年数等を基準に更なる処遇向上を目指して、現行加算に加えて「介護職員等特定処遇改善加算」（以下、特定加算）が新たに創設されました。

特定加算を受けるためには以下の要件を満たしていることが必要になります。

・加算算定条件

現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること

・職場環境等要件

「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分でそれぞれ1つ以上取り組んでいること

・賃金改善以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

○見える化要件とは

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の必要要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、介護サービスの情報公表制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。

◎職場環境等要件について

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況及び賃金以外の処遇改善に対する取り組み内容は以下のとおりです。

・事業所別特定加算の取得状況

事業所名	サービス名	特定処遇改善
特別養護老人ホーム紅葉の郷	介護老人福祉施設	Ⅰ
〃	(介護予防)短期入所生活介護	Ⅰ
特別養護老人ホームゆずの郷	地域密着型介護老人福祉施設	Ⅰ
〃	(介護予防)短期入所生活介護	Ⅱ
紅葉の郷デイサービスセンター	通所介護	Ⅰ

・賃金以外の処遇改善に関する取り組み内容

<p>資質の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む) ○研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ○小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ○キャリアパス要件に該当する ○無資格の介護職員には初任者研修受講の機会と費用の補助を行う
<p>労働環境・ 処遇の改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入している ○雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 ○介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入 ○子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 ○健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 ○カラオケルームを設置して、ストレス発散とリラックス効果を高める
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化 ○中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等) ○障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフトの配慮 ○非正規職員から正規職員への転換 ○職員増員による業務負担の軽減